

裁判所から送った訴状に記載されている「請求の原因等」を読んで、あなたの言い分に該当する□をレ点でチェックしてください。

請求の原因等に対する答弁

1 訴状に請求の原因等として記載されている事実について

- すべて間違いありません。
 次の部分が間違っています。

- (1) 請求の原因第○項のうち、被告が浮気をしていたところは間違っています。
 平成○年ごろから1年くらいたまに家に帰らなかったのは、仕事が忙しく、会社の近くのカプセルホテルに泊まっていたからです。
- (2) 請求の原因第○項のうち、被告の給料が月100万円というところは間違っています。平成○年ごろからは、不景気で月25万円ぐらいでした。
- (3) ……

- 次の部分は知りません。
 請求の原因第○項のうち、原告が平成○年ごろからアパートを借りて生活している事実は認めますが、その他の部分については知りません。

2 私の言い分は次のとおりです。

- (1) 離婚原因について
 離婚についてはやむを得ないと思いますが、夫婦仲が悪くなったのは、次のような経緯や事情があったからで、被告にだけ原因があるわけではありません。……
- (2) 親権者の指定について
 私の家と両親の家は近く、両親は仕事を引退しており、私が仕事中は、両親が子の面倒を見ることができるので、私の方が2人の子を養育するのに適しています。
- (3) 財産分与について
 夫婦の財産は、○○銀行○○支店の預金が○○○万円(乙1号証)と平成○年式○○社製の時価約○○万円の車(乙2号証)だけなので、財産分与としては半分の○○○万円が相当です。
- (4) 養育費について
 被告の収入は、年○○○万円(乙3号証)ですから、養育費として子一人につき月○○万円が相当です。

答弁書を原告へ (原告代理人 原告) に (普通郵便 ファクシミリ) により送付します。
 送付する方法 原告(代理人)へは、裁判所から送付してください。

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにレ点を付してください。(2ページ)

答弁書を原告又はその代理人に送付する方法を記載してください。

※ あなたから原告又はその代理人に答弁書を送付できない場合は、裁判所から送りますので、郵便切手を裁判所に提出してください。郵便切手の額は、担当者を確認してください。

訴状のどの部分についてか、できるだけ特定してください。

上記のほかに、訴状に記載された原告の言い分に対して、あなたの言い分がある場合には、その言い分を書いてください。

未成年の子がいる場合は、離婚と同時に親権者を指定します。裁判所が親権者を指定するにあたり、参考となる事情や考慮してほしい事情があれば、詳しく書いてください。

財産分与を請求されている場合、婚姻中に作った財産は何か、その財産を作った経緯、財産を作る過程で被告がどのように貢献してきたかなどの参考となる事情や考慮してほしい事情があれば、詳しく書いてください。

養育費を請求されている場合、源泉徴収票や確定申告書をもとにした原告と被告の収入状況などの参考となる事情や考慮してほしい事情があれば、詳しく書いてください。